

# 令和3年度三重県介護支援専門員 「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（実務経験者更新研修）」受講案内

## 1. 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

また、この研修は介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修」を兼ねています。

## 2. 実施機関

本研修は、三重県社会福祉協議会が実施します。（県からの委託事業）

研修内容の詳細等については、三重県社会福祉協議会にお問い合わせください。

ただし、受講申込受付と受講決定は、三重県長寿介護課が行います。

## 3. 受講対象者

### （1）更新対象者の方（介護支援専門員証の有効期間満了日が令和4年1月～12月の方）

介護支援専門員証の有効期間内に、実務に従事している方または従事した経験がある方を対象とします。

※ 三重県で介護支援専門員として登録をしている方が受講できます。

※ 主任介護支援専門員の方は、「主任介護支援専門員更新研修」を受講することにより、更新研修に代える（介護支援専門員証の更新が可能）ことができます。

※ 介護支援専門員証を更新するためには、専門Ⅰ及び専門Ⅱを有効期間内に受講する必要がありますが、2回目以降の更新の方は、専門Ⅰは免除されます。ただし、該当しない場合もありますので、別添の「2回目の介護支援専門員の資格更新をする方のフローチャート」でご確認ください。

※ 更新対象者については、（2）に記載の実務経験年数に達していない方も受講できます（実務経験3年未満の方も専門Ⅱの受講が可能です）。

※ 専門Ⅰ、Ⅱ両方とも、事例検討を行う演習があるため、受講者自らが作成したケアプランによる事例を、研修中に提出していただく必要があります。

そのため、現在実務に従事していない等で、事例の提出ができない方については、過去に作成したケアプランの事例を振り返っていただき、提出する事例をご準備しておいていただきますようお願いいたします。現在実務に従事していない方については、事例の提出が可能か確認のうえ受講申込を行ってください。

なお、事例の提出ができない場合は、専門Ⅰ及び専門Ⅱを受講することはできませんので、実務未経験者更新研修の受講をお願いします。

### （2）更新対象者以外の方（介護支援専門員証の有効期間満了日が令和5年1月以降の方）

#### ① 専門研修課程Ⅰ（56時間）

介護支援専門員として実務に従事している方で、実務経験が6ヶ月以上の方。

## ② 専門研修課程Ⅱ（32時間）

介護支援専門員として実務に従事している方で、専門研修課程Ⅰ修了者で実務経験が3年以上の方。

※ 実務経験年数は、令和3年5月末現在で算定してください。

※ 三重県内で介護支援専門員として勤務している方が受講できます。

### [実務経験について]

実務経験とは、下記の事業所又は施設において介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことを指します。

※ 下記の事業所又は施設で就労していたとしても、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみで、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

※ 実務経験期間については、常勤専従等の勤務形態を問いません。

### <事業所・施設一覧>

① 居宅介護支援事業所 ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院 ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦ 介護予防支援事業者 ⑧ 介護予防ケアマネジメント事業者 ⑨ 地域包括支援センター

## 4. 研修日程及び定員等

### (1) 専門研修課程Ⅰ

#### ① オンライン研修

コース区分	講義（3日間）	演習（5日間）	募集人員
1	6/1（火） 6/3（木） 6/7（月） ※ 各コースとも共通	6/10（木）、6/29（火）、7/5（月）、 7/19（月）、8/5（木）	各コース 60名程度
2		6/14（月）、6/30（水）、7/7（水）、 7/23（金）、8/20（金）	
3		6/15（火）、7/1（木）、7/8（木）、 7/29（木）、8/24（火）	
休日		6/12（土）、6/19（土）、7/3（土）、 7/10（土）、7/17（土）	

#### ◎受講環境等

##### ○ハードウェア

デスクトップPC、ノートPC、タブレット端末、またはスマートフォンが必要  
いずれもカメラ機能が必須

タブレット端末、スマートフォンの場合、操作できる機能が限定されるため、できる限りカメラ付き PC による受講が望ましい。

○ソフトウェア

演習時は ZOOM を使用します。

操作方法等の詳細については受講決定通知時にお知らせします。

②通学研修

コース区分	講義（3日間）	演習（5日間）	募集人員
通学	6/1（火）、6/3（木）、 6/7（月）	6/9（水）、6/23（水）、7/2（金）、 7/12（月）、8/2（月）	40名程度

◎留意事項

本コースは、オンライン研修の受講環境が準備できない方への救済措置として設けています。

通常は、上記①オンライン研修を申してください。

会場は、津市内となる予定です。（受講決定通知時に詳細をお知らせします）

（2）専門研修課程Ⅱ

①オンライン研修

コース区分	選択講義・演習（5日間）	募集人員
あ（※）	6/9（水）、6/24（木）、7/12（月）、7/19（月）、7/29（木）	各コース 80名程度
い（※）	6/11（金）、6/21（月）、7/21（水）、8/5（木）、8/27（金）	
う（※）	6/8（火）、6/25（金）、7/20（火）、8/6（金）、9/13（月）	
え	8/30（月）、9/1（水）、9/6（月）、10/25（月）、11/1（月）	
お	8/31（火）、9/3（金）、9/22（水）、10/1（金）、10/26（火）	
か	9/7（火）、9/16（木）、9/29（水）、10/6（水）、10/20（水）	
休日	7/24（土）、8/21（土）、8/28（土）、9/20（月・祝）、10/16（土）	

◎留意事項（※）

「あ」～「う」コースは、専門Ⅱのみ受講する方向けのコースです。

専門Ⅰと合わせて申込が必要な方は、受講できません。

◎受講環境等

○ハードウェア

○ソフトウェア

いずれも専門研修課程Ⅰと同じです。

②通学研修

コース区分	選択講義・演習（5日間）	募集人員
通学	6/14（月）、6/17（木）、7/15（木）、7/30（金）、8/4（水）	40名程度

◎留意事項

本コースは、オンライン研修の受講環境が準備できない方への救済措置として設けています。

通常は、上記①オンライン研修を申してください。

会場は、津市内となる予定です。(受講決定通知時に詳細をお知らせします)

#### 4. 受講申込

##### (1) 申込方法

三重県電子申請・届出システムからオンライン申請を行ってください。

##### ①専門Ⅰのみ、若しくは専門Ⅰ・Ⅱの両方を申し込む方

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?id=1613639988975>

※今年度に専門Ⅰと専門Ⅱの両方を受講される方は、専門Ⅰの受講中に専門Ⅱの同時受講はできないため、専門Ⅰを修了後に専門Ⅱを受講できるようコースの日程に注意して選択してください。(「あ」～「う」は専門Ⅱのみ受講する方向けのコースです)

##### ②専門Ⅱのみ申し込む方

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?id=1617935835809>

#### ※留意事項

次に該当する方も申込が必要です。

①昨年度に専門研修課程Ⅰ・Ⅱを申込したが、新型コロナの影響で研修中止となった方

②昨年度に所定の研修を申込み、受講開始したが、新型コロナの影響により途中で受講中止した方(申込書にはその旨明記してください)

##### (2) 申込期限

令和3年4月30日(金)

#### 5. 受講決定

##### (1) 受講決定通知

令和3年5月中旬を目途に受講申込者あてに郵送でお知らせする予定です。

令和3年5月20日(木)になっても届かない場合は、長寿介護課までご連絡ください。

##### (2) 留意事項等

希望コースを優先して決定しますが、第1希望の申込人数が募集定員を超えた場合は第2希望以下のコースで決定しますので、あらかじめご了承ください。

また、申込者が定員を超えた場合は、①介護支援専門員証の有効期限が令和4年中の方を優先し、②そうでない方については、原則、申込順により決定します。従って、今年度は受講していただけない結果となることもありますので、よろしくお願いいたします。

#### 6. 受講事務手数料

専門研修課程Ⅰ 35,600円      専門研修課程Ⅱ 24,300円

受講事務手数料の納入方法については、受講決定通知時にお示ししますが、「三重県収入証紙」にて所定の額を5月下旬までに納めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、研修受講の際には、別途テキスト代が必要となり、こちらについても所定の額を5月下旬までに県社会福祉協議会に納めていただくこととなります(価格等の詳細は受講決定時

にお知らせします)。

## 7. その他

(1) 更新に必要な研修については、ホームページ等でご確認のうえ計画的にご受講ください。

三重県長寿介護課ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500004918.htm>

(2) 研修日程については、やむを得ず変更させていただくことがあります。

(3) 全日程を修了し、かつ全課目の「研修記録シート」の提出を行った者に修了証明書を交付します。

修了証明書は、介護支援専門員証の更新手続きに必要となります。修了証明書交付後の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※研修記録シートの記載や提出方法等については、受講決定の際にお知らせいたします。

(4) 受講コースの全部または一部を変更することや、遅刻・早退・欠席は、やむを得ない場合を除き認められませんので、ご注意ください。また、補講は開催いたしません。

(5) 遅刻・早退・欠席をした場合の受講継続等の扱いについては、研修初日のオリエンテーションで説明します。

(6) 専門研修Ⅰ、Ⅱでは、以下のテーマ（演習課目）に沿った事例を用いて演習を行います。研修当日に使用しますので、予めご用意ください。提出様式及び提出時期については、受講決定時にお知らせします。（提出必須）

①リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例

②看取り等における看護サービスの活用に関する事例

③認知症に関する事例

④入退院時等における医療との連携に関する事例

⑤家族への支援の視点が必要な事例

⑥社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例

⑦状況に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

※専門Ⅰ、専門Ⅱともに上記のうち1課目以上に該当するものを1事例ご用意ください（複数課目が該当するものも可）。

※事例の提出ができない場合は、専門Ⅰ及び専門Ⅱを受講することはできませんので、実務未経験者更新研修の受講をお願いします。

(7) 通学コースを受講する際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

## 8. 介護支援専門員証の失効

介護支援専門員証の更新を行わず有効期間を迎えた場合、受講した更新研修は全て無効となり、介護支援専門員証も失効します。

介護支援専門員証の有効期間満了後、介護支援専門員証の再交付を受けていない状態で介護支援専門員として業務を行った場合は、介護保険法の規定により介護支援専門員登録が消除される可能性がありますので、ご注意ください。

本研修に係る問い合わせ先

- ・研修の申込、受講決定に関すること

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス班

電 話 ０５９－２２４－２２６２

電子メール [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)

- ・研修内容、受講テキスト等に関すること

三重県社会福祉協議会

電 話 ０５９－２７１－９９１１